

消費者庁から提出された意見文書について

令和 5 年 9 月 8 日
電力・ガス取引監視等委員会事務局
総務課

(趣旨)

本年 9 月 7 日（木）付けで、消費者庁より電力・ガス取引監視等委員会（事務局総務課長宛）に対して、料金制度専門会合等の委員等の構成を検討するよう意見書の提出がなされたところ。

当該意見書の内容について御報告を行うとともに、今後の対応方針について御審議いただく。

1. 本件の経緯

- ・大手電力 7 社の規制料金の改定に当たり、本年 5 月に行われた消費者庁協議では、①カルテルなどの不適切事案の影響検証や、②調達改善に向けたフォローアップ、③審査ルールの見直しなどの検討における消費者庁の参画などを条件として、協議が了承。
- ・これを踏まえ、料金制度専門会合において、不適切事案の影響検証や、調達改善に向けたフォローアップについて検討を開始。
- ・また、本年 1 月に認可が行われた託送料金についても、各一般送配電事業者のコスト効率の実効性等について引き続き検証を行うよう、消費者庁より意見が提出されており、送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループを立ち上げた上で、検証を実施しているところ。
- ・こうした状況下において、今般、消費者庁より、規制料金及び託送料金のコスト効率化の取組のフォローアップが十分に行われるよう、これまでに消費者庁から発出した文書でも意見したとおり、より一層の中立性、独立性の確保のため、料金制度専門会合等の座長を含む委員等の構成の検討を求める意見文書（消費者庁参事官（公益通報・協働担当））が、9 月 7 日付けで、当委員会事務局総務課長宛に提出されたものの。

2. 意見書について

別紙のとおり

3. 今後の対応方針について

本委員会での審議内容等を踏まえ、今後、本意見書に対する回答を行うこととする。

(参考1) 料金制度専門会合等の委員の指名等について (関連規定)

電気事業法

(職権の行使)

第六十六条の四 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

(委員長及び委員の任命)

第六十六条の七 委員長及び委員は、法律、経済、金融又は工学に関して専門的な知識と経験を有し、その職務に関し公正かつ中立な判断をすることができる者のうちから、経済産業大臣が任命する。

電力・ガス取引監視等委員会令

(専門委員)

第二条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、経済産業大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

電力・ガス取引監視等委員会運営規程

(専門会合の設置等)

第6条 委員会は、委員会の下に専門会合を置くことができる。

2 専門会合は、委員会の求めに応じ、専門の事項について調査審議を行い、その結果を委員会に報告することとする。

3 専門会合は、委員及び専門委員の中から委員長が指名した者により構成する。

4 専門会合の座長は委員長が指名し、当該専門会合の座長は、当該専門会合の事務を掌理する。

5 専門会合の座長に事故があるときは、当該専門会合に属する構成員のうちから委員長が指名する者が、その職務を代理する。

6 専門会合の座長は、必要に応じて、委員会の同意を得て当該専門会合の下にワーキング・グループを置くことができる。

7 第2項から第5項までの規定は、ワーキング・グループに準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「専門会合」と、「専門会合」とあるのは「ワーキング・グループ」と読み替えるものとする。

(参考2) 料金制度専門会合委員

(座長) (専門委員)

山内 弘隆 武蔵野大学経営学部 特任教授

(敬称略)

(委員)

北本 佳永子 公認会計士

圓尾 雅則 SMBC 日興証券株式会社 マネージング・ディレクター

(敬称略・五十音順)

(専門委員)

安念 潤司 中央大学大学院 法務研究科 教授

大屋敷 知子 有限責任監査法人トーマツ パートナー 公認会計士

梶川 融 太陽有限責任監査法人 会長

川合 弘造 西村あさひ法律事務所 パートナー 弁護士

河野 康子 一般財団法人 日本消費者協会 理事

東條 吉純 立教大学法学部 教授

華表 良介 ボストンコンサルティンググループ

マネージング・ディレクター&シニア・パートナー

平瀬 祐子 東洋大学理工学部 准教授

松村 敏弘 東京大学社会科学研究所 教授

(敬称略・五十音順)

(参考3) 送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループ委員等名簿

(座長) (専門委員)

松村 敏弘 東京大学社会科学研究所 教授

(敬称略)

(委員)

北本 佳永子 公認会計士

圓尾 雅則 SMBC 日興証券株式会社 マネージング・ディレクター

(敬称略・五十音順)

(専門委員)

河野 康子 一般財団法人 日本消費者協会 理事

華表 良介 ボストンコンサルティンググループ

マネージング・ディレクター&シニア・パートナー

平瀬 祐子 東洋大学理工学部 准教授

(敬称略・五十音順)

経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会事務局 総務課長 殿

消費者庁 参事官（公益通報・協働担当）
（公印省略）

電力・ガス取引監視等委員会の料金制度専門会合等の委員等について

貴委員会においては、料金制度専門会合において電気の規制料金のコスト効率化の取組のフォローアップを、料金制度専門会合の下で送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループにおいて託送料金のコスト効率化の取組のフォローアップを御検討いただいているところです。

しかしながら、規制料金値上げの審査の進め方※に鑑みるに、今後、料金制度専門会合及び送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループ（以下「料金制度専門会合等」という。）において、規制料金及び託送料金のコスト効率化の取組のフォローアップが十分に行われるのか懸念しております。

つきましては、規制料金及び託送料金のコスト効率化の取組のフォローアップが十分に行われるよう、これまでに消費者庁から発出した文書でも意見したとおり、より一層の中立性、独立性の確保のため、料金制度専門会合等の座長を含む委員等の構成を御検討いただきますようお願いいたします。

※今般の規制料金値上げの審査を進める中では、最終的には事務局により不正事案の検証がなされたものの、当初は「カルテル及び不正閲覧は規制料金には影響ない」との姿勢が基本とされ、不正事案が料金に与える影響に関する検証についても消極的な姿勢が示された。